

議案第七十二号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第二項中「四百九十円」を「九百五十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第十一条第二項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

（児童相談所業務手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。

（説明）

児童相談所に勤務する職員の負担軽減を図るため児童相談所業務手当の上限額を改定するほか、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十六号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い規定を整備するため、本案を提出いたします。